三　最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
五　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十六条の八の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
六　その他参考となるべき事項を記載した書類

（会員名簿の縦覧）

第三十四条の六十三の六十六　認定電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十三の六十七　法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。
一　法第五十二条の六十の三の登録を受けないで電子決済等取扱業を営んでいる者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等取扱業務に関する情報
二　法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う前に、委託銀行との間で、法第五十二条の六十の十四に規定する契約を締結せずに電子決済等取扱業を営んでいる電子決済等取扱業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報
三　その他顧客の利益を保護するために認定電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第三十四条の六十三の六十八　法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　法の解釈に関する情報
二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
四　電子決済等取扱業者の業務又は電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
五　電子決済等取扱業者の業務及び電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

第五節　雑則

（廃止の届出等）

第三十四条の六十三の六十九　法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。
一　商号
二　登録年月日及び登録番号
三　届出事由
四　法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日
五　電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由